

特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース

播磨町

学童保育事業案内書

子どもたちは放課後、「ただいま」といって学童保育所に帰ってきます。
仕事等により昼間家庭に保護者がいない場合は、学童保育所が家庭と同じように守ってくれる大人がいる「安心して安全な場所」としての役割として、健全な育成が育まれるように実施されています。

学童保育は、播磨町が設置し、指定管理者制度のもと高砂キッズ・スペースが運営します。

指定管理者として、公平な立場で「現場と保護者の信頼」を作り出し、子どもたちや利用している保護者の皆様へ心がつながる対話のできる環境、利用する全ての人々にとって居場所となりうる学童保育を目指します。また、子どもたちひとりひとりに目を向け、子どもたちの小さな成功体験を大切に「自己肯定感」を育む保育を実践していきたいと考えています。

子どもたち、また利用する全ての人々にとってより良い学童保育所にするため、保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠となります。入所申請にあたり、この事業案内書をお読みいただき、ご理解していただけますようお願いいたします。

学童保育事業運営へのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

NPO 法人高砂キッズ・スペース

代表理事 上田 康正

播磨町学童保育所についての概要

【1】対象児童

- ・播磨町内の小学校に通学または町内に在住している児童（1年生～6年生）
- ・保護者の就労、疾病等の理由により、放課後の保育が必要と認められる児童
- ・集団生活を営む上で著しく支障のない児童

【2】開所期間

4月1日～3月31日

【3】開所時間

○平日・・・・・・・・・・授業終了時から18時

○学校休校日（※1）・・・・8時から18時（※2）

※1 学校休校日とは、土曜日・春夏秋冬休み・参観日や運動会等の代休日及び臨時休校日のことです

※2 朝は8時から開所します。安全上 児童だけで登所はさせないでください

18時～19時については延長希望調査を行い、希望がある場合は保育を行います

【4】休所日

○日曜日・祝日

○夏期休業日（8月13日～8月15日）

○冬期休業日（12月29日～1月3日）

臨時の学童閉所について

○インフルエンザ、感染症等の流行時において学童を閉所する場合があります

閉鎖の基準等、詳細につきましては8ページをご参照ください

【5】支援員

専任2名（利用人数によって基準を定めています。児童の状況によって配慮が必要と思われる場合、支援員の増員をおこないます）

【6】入所申込、受付場所、受付期間、入所決定について

4月入所受付期間	10月15日～11月15日（日曜・祝日除く）	
途中入所受付	毎月15日締め切り→翌月1日より入所	
受付場所	各学童保育所	高砂キッズ・スペース事務局
受付時間	平日：正午～18時 土曜：8時～18時	平日：9時～18時
入所審査結果	入所前月25日までに郵送にて通知	

（15日が休日の場合は翌開所日まで受付）

4月入所申込分については、1月下旬頃に書面にて通知します

【ご注意ください】

- ・1ヶ月だけの利用は原則として受け付けておりません
- ・15日を過ぎて申し込みされた場合は、翌々月からの利用になります

【7】費用（児童ひとりあたり）

(1)（毎月必要な費用）

内容	金額	徴収時期と方法
保育料	8,000円 (8月は11,000円) ☆所得に応じて減額制度があります ☆兄弟で利用の方は、申請により下の児童が減額となります。 (※3)	・口座振替となり、毎月10日に指定の口座から引落とします ・引落しできなかった場合は27日に再引落しをします 再引落しも出来なかった場合は、月末までに下記までお振込み又は、事務局までご持参ください
おやつ代と材料費	2,000円	☆ 尚、翌月以降のお支払いになった場合手数料500円を頂戴します
水道光熱費	400円	
合計10,400円		(※4)

(2) その他必要な費用・注意事項

内容	金額	徴収時期と方法
スポーツ保険【12】参照	800円/年	4月又は入所時加算
延長保育利用料	2,000円【9】参照	実際に利用になった翌月加算 (利用日数に関係なく月額料金です)
早朝保育利用料	【10】参照	

※3 9.10 ページ【18】減額申請についてを参照の上、希望者は支援員までお問合せください。

※4 保育料支払いの滞納が3か月以上となった場合、翌月より学童保育所の利用許可を停止します。

未納保育料金を全額納付いただいた時点より学童保育所の利用停止を解除します。

保育料口座振替日は毎月10日です

前日までに引き落とし口座への入金をお願いします
振替が出来なかった場合は27日に再振替します

2回とも振替不能の場合は、ご自身で同月末までに下記へお振込みください

金融機関：但陽信用金庫

支店：027 タカサゴニシ

普通 0203181

トクヒ) タカサゴキッズスペース

月末までに振込みできなかった場合は事務手数料500円を足してお振込みください

10日(27日)が土曜、日曜、終日の場合は翌営業日の振替になります

【8】入所時に必要な書類について

	必要書類	備 考
①	入所確認書	児童 1 人につき 1 枚です。裏面もご記入ください (いずれもカラー用紙)
②	利用許可申請書	
③-1	就労証明書 ※5	父 1 枚、母 1 枚の計 2 枚入っています 「こども家庭庁」による就労証明書の標準的な様式を使用しています

③-2 上記就労証明書に対する確認資料としての添付書類

就労 (自営業・個人事業主・内職)	登記事項証明書・営業許可書・開業届・業務委託契約書・職業欄が記載されている確定申告書の写し・依頼主と締結した契約書の写し等、業務を行っていることが確認できるもの
就労内定	内定予定事業所の証明を受けた「勤務証明書」。ただし、利用開始後 3 ヶ月以内に勤務証明書及び給与の写しを提出すること。
疾病・負傷等	医療機関が発行する「証明書」または常時介護する必要があることがわかる資料
その他	上記以外に児童が学童保育所を利用することが必要と認められる資料

	必要書類	備 考
④	但陽信用金庫預金口座振替依頼書	新入所の方は必ず、又、継続の方で口座を変更される場合はご提出ください
⑤	延長利用希望申請書 【9】 参照	18 時以降の保育を希望する方のみ提出ください
⑥	送迎に関する誓約書	必要とされる場合のみ、支援員まで声をおかけの上用紙を受け取り、提出してください
⑦	下所に伴う誓約書 (5 時帰り) 【10】 参照	
⑧	登所に伴う誓約書 【11】 参照	
●	療育手帳の写し または医療機関が発行する資料の写し	①の確認書に疾病・障害の有無について「有」とされた方は併せてご提出ください

※5 児童が保育所に通所しており「就労証明書」を播磨町役場へ提出している場合でも、入所決定を指定管理者が行うため別途提出が必要です。また、就労に関する書類として、就労の事実を証明するものとして給与明細の写し、自営業の方は自営がわかる書類のご提出をお願いしています。お手数おかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【9】 18時から19時の保育（延長保育⑤）についての規約

学童保育所の運営は18時までです

「延長利用希望申請書（希望調査票）⑤」を提出された児童数をもとに19時まで保育を行います
しかし、ご希望の児童がいない場合は、18時閉所とさせていただきます

○利用方法・・・申請書（希望調査）を提出の上、実際にご利用になった場合のみ、ご請求させていただきます
やむをえない理由により利用した場合は、緊急利用届けに記入し提出してください

○料金・・・2,000円／月／人

実際に利用になった翌月に保育料と一緒に引落します

（利用日数に関係なく一律料金となりますのでご了承ください）

【10】 7時半～8時までの有料早朝保育利用について

春・夏・冬休みの期間のみ、希望者がある場合に限り7時30分からの保育を行います

春休み	3月分	1,000円	4月10日引落し
	4月分	1,000円	
夏休み		3,000円	9月10日引落し
冬休み		1,000円	1月10日引落し

（利用日数に関係なく一律料金となりますのでご了承ください）

【11】 送迎⑥・下所⑦（17時帰り）にともなう規約

学童保育所から帰る際は、原則保護者の方にお迎えに来ていただくことになっています。しかし、お迎えが困難な場合（お稽古事があるなど）保護者の判断と責任において「利用児童の下所に伴う誓約書」をご提出していただくことで児童のみの下所を可能とします。

ただし、2年生以上を対象とし、1年生については学童に在籍する兄弟がいることを条件とします。

また、送迎についても安全管理を図るため、直接 保護者の方が行う必要があるとご説明させていただいておりますが、ご事情等で保護者の方以外の親族の送迎を希望される場合は「送迎に関する誓約書」の内容をご確認のうえ、ご提出ください。

※ 急な悪天候や不審者情報等で危険と判断した場合は、「17時帰り」を中止し、支援員からご連絡させていただきます。また、その際のお迎えが18時を過ぎますと、通常通り延長料金が発生しますのでご注意の上、ご了承ください。

【12】 登所⑧に伴う規約

現在、1日保育の日につきましては、保護者の方と一緒に登所をお願いしております。安全上、児童のみでの登所は認めておりません。

しかしながら、勤務上どうしても8時に送ることができないというご意見があり、播磨町役場と協議のうえ、下所(17時)に伴う誓約書と同様に、保護者様の判断と責任において児童のみの登所を可能とします。ただし、2年生以上を対象とし1年生については学童に在籍する兄弟がいる事を条件とします。また、必ず登所前に保護者様からのご連絡をいただくことをお願い申し上げます。

あくまでも、保護者様の勤務上やむを得ない措置であること。安全上児童のみでの登所は望ましいものではないことをご理解いただき、必要である方は支援員まで声をかけていただき、誓約書の内容をご確認の上ご提出下さい。

【13】 保険について

播磨町学童保育所では、保育中の保育室や運動場でケガをしたときのために、賠償責任保険を含む「スポーツ安全協会」の保険に加入します。医療費の実費ではなく、一日当たりの定額保険金が支払われるものです。(普段通りこども医療を使って診療を受けてください)

保障は保険の範囲内となりますことをご了承ください

「スポーツ安全保険のしおり」を3月下旬から4月頃にお渡しします

【14】 その他

- 土曜日、学校休校日等は、必ず昼食を持たせて下さい
- 学校休校日に児童を預ける時は、必ず保護者の連絡先を明確にしておいて下さい
- 学童への児童の送迎は、必ず父母が責任を持って行なって下さい
- 故意に、施設や備品等の損壊や他人に怪我等をさせた場合、費用は保護者負担です
- 児童が「支援員・他の児童への暴力・迷惑行為」等、運営に支障を及ぼす行為が続く場合は利用を取り消すことがあります

【15】 父母会について

- 各学童保育所には、高砂キッズ・スペースとは別に、保護者で構成する父母会があります
- 父母会の内容や日程については各学童によって異なりますので、詳細は各学童保育所の父母会にお尋ね下さい

【16】 退所について

退所希望月の前月15日までに学童に退所届けを提出して下さい。翌月末をもって退所となります(なお、15日以降、月末までに事務所に退所届が届きましたら、同扱いにて対応させていただきます)

【17】 警報発令時の対応について

■ 警報発令時

☆警報発令時は登所・下所の際に危険を伴います。できるだけ自宅待機をお願いします

1. 午前7時 播磨町に「警報発令」された場合

小学校 → 臨時休校

学童保育所 → 警報発令中は閉所（支援員は施設の安全確認を行います）

2. 登校中・登校後に「警報発令」された場合

小学校 → 状況を見て学校内で待機または帰宅

学童保育所 → 学校と連携し、受け入れ準備が出来次第、開所

3. 警報が解除になった場合

小学校 → 臨時休校

学童保育所 → 解除になった時点から受け入れ準備が出来次第、開所

※児童の安全のため、17時帰りは中止します

■ 警報発令時の開所時の注意事項

- 警報時、児童を預ける父母は、必ず連絡先を明確にしておいて下さい

※ 天候がさらに悪化する場合は、学童保育所より緊急連絡先へ連絡を入れさせてもらうこともあります。その際にお迎えの時間・お迎えの保護者を確認させていただきますので必ず連絡の取れる状態にしておいて下さい。万一、電話対応が不可の場合は、折り返し必ず連絡をお願いします。

- 学童は警報発令時に安全の確定はできません
- 送迎の際にも、危険が伴います
- 開所になった場合でも、状況によっては開所までに時間がかかる場合がありますので、必ず保護者が送迎をするようにお願いします
- なお、支援員が危険と判断した場合は、保育時間内であっても早急にお迎えをお願いすることがあります。その点に関してはご了承下さい



解除の時間によっては昼食の用意をお願い致します 

警報発令時に学童に登所させるか自宅待機とするかは、各家庭で判断してください

警報発令時、学童において災害に見舞われても、小学校に対して責任は問わないものとします
万一の場合、学童で加入している保険の範囲での対応しか行えないことをご了承ください

登校後の警報発令時に下校となった場合は、地域の登校班での下校になると思われます

その場合、地域のお友達と一緒に自宅へ帰るのか、学童へ帰るのかお子様と確認をしておきましょう

臨時の学童閉所及び感染症等流行時の対応について

感染症等流行時期の利用について

①発熱があるときは、登所させないでください

※感染が確認された場合はすみやかに支援員にお知らせください

②登所後、体調の変化や体温の上昇を確認した場合は、保護者連絡先へご連絡いたしますすみやかに迎えの対応をお願い致します

③学級閉鎖時、やむを得ず利用となる場合は、必ず体調の確認と検温を行い、マスクを着用したうえで登所いただきますようお願い致します

閉所する可能性がある場合

①学校閉鎖になった場合

②学童登録児童の3分の1が感染症等の症状によって休んでいる場合

③学童内で感染の広がりの可能性が確認された場合

④学童内で感染の広がりを確認することが必要とされた場合

※感染症の種類、類型により自粛ではなく、お休みいただく場合もございます

学童からの報告を受け、事務局と相談したうえで“学童閉所”のご連絡いたします

※感染症流行時に学年・学級閉鎖となる場合は、感染の拡大を防ぐための措置として行われます
学童においても学年・学級閉鎖となった児童につきましては、登所の自粛をしていただけますようお願い致します

【18】減額申請について (次ページフローチャートをご確認の上、該当する方はご提出ください)

■ **減額の種類(申請の理由)**

- ①兄弟姉妹で同時利用
- ②単身(母子父子家庭)世帯で当該年度市町村民税非課税世帯
(4月及び5月分は前年度分市町村民税非課税世帯)
- ③生活保護法による被保護世帯

■ **申請方法**

- 1. 申請対象児童 播磨町内の学童保育所に通う小学1～6年生
- 2. 申請時期 3月(4月5月分) 5月(6月～翌3月分) 年度途中も可能
(町の課税証明書発行が5月末のため、年度始めの4月と6月の2回提出していただくことになります)
- 3. 必要書類 いずれも必ず原本を提出してください(1世帯につき1通で構いません)

	①兄弟同時利用 (弟妹) 半額補助	②母子父子家庭世帯 半額補助	③生活保護世帯 半額補助
申請書(申請用紙)	○	○	○
住民票 ※6		○	
課税証明書(所得証明) ※7		○	
戸籍謄本(親権等の記載あるもの)		○	
児童扶養手当のコピー ※8		○	
生活保護受給証明書			○

※6 必ず世帯全員が記載されているもので、本籍地・続柄が記載されたものを用意して下さい

※7 世帯内の就労されている方(アルバイト含む18歳以上) 全員分のものを用意してください

但し1人でも町民税課税対象者であると減額は受けられません。

※8 児童扶養手当等がない場合は、その旨のメモを添えてください。

4・5月分 提出期限: 3月 15日

6～3月分 提出期限: 6月 15日 (なお日曜祝日の場合、翌日締切り)

★6月提出分で金額変更のある場合は7月上旬通知の上、7月分保育料引落とし時に精算します

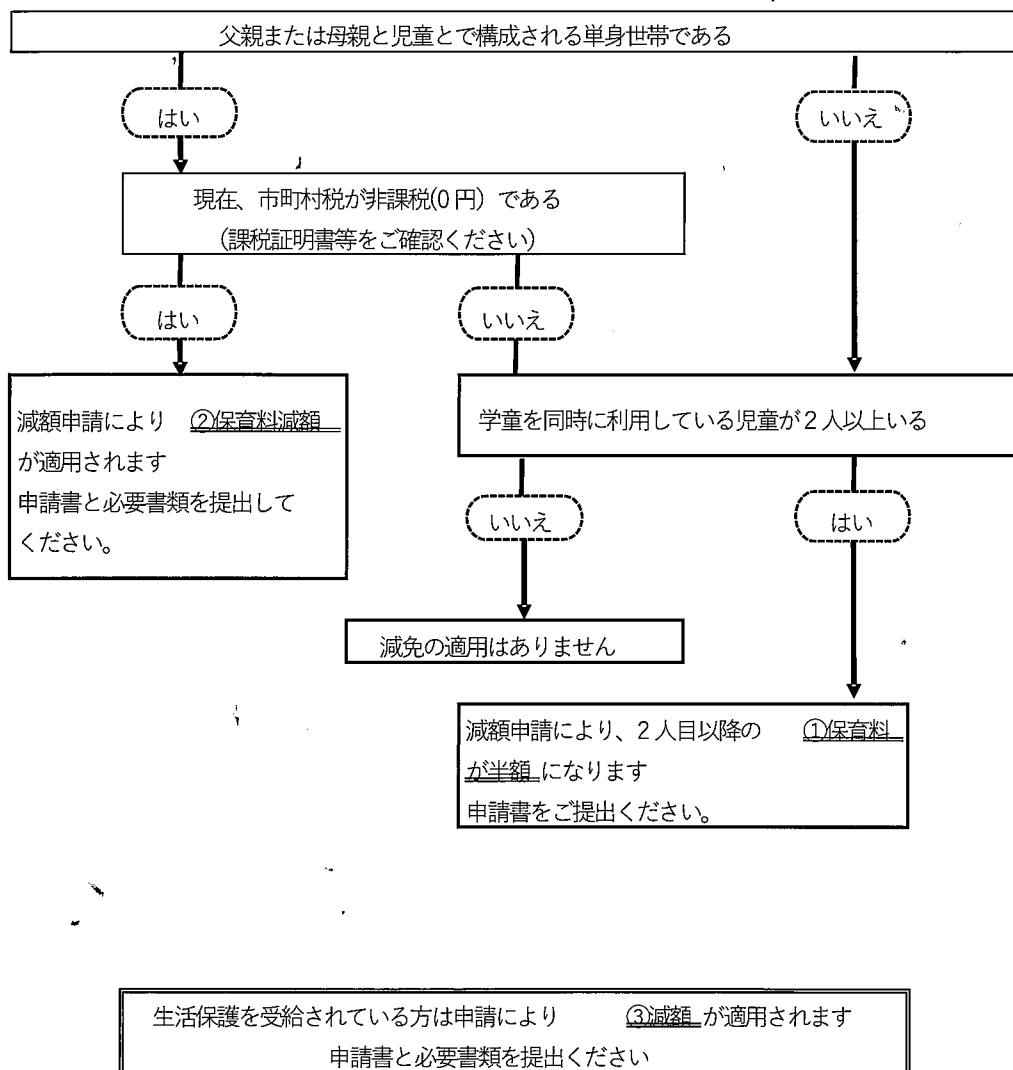
- ・課税証明書当該年度分発行が6月頃のため2度の提出が必要です
- ・新入所の方は3月と6月に全ての書類を提出し申請してください
- ・継続の方については、3月(年度替わり)申込時に変更無き場合は申込書のみの提出で構いません
- ・途中入所等の場合も必要書類は上記と同じです
- ・申込を行った月からの適用になります。提出が遅くなった場合は減額が適用できない月が生じますのでご注意ください

播磨町学童保育所利用料金の減額についてのフローチャート

播磨町指定管理者

NPO 法人高砂キッズ・スペース

播磨町学童保育所利用料の減額を受けられるかどうか、ご自身であてはめてみてください



減額が適用されるのは保育料のみです。その他保育材料費等に減額はありませんのでご承知おきください。

《注意》上記で当てはまるかなと思ったら、まずは町役場（市役所）で課税証明書をとってみてください。

非課税証明書（年税額が0円）であることを確認してから、住民票・戸籍をとるようにしましょう。

1円でも課税されていたら減額対象外です。

《資料1》

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人 「高砂キッズ・スペース」

1 趣旨

現在社会は、産業構造や少子高齢化などの社会構造の変化により、生活形態が多様化しています。かつて子どもは、地域の大人に見守られ、子どもどうしの遊びを通して人間関係を学びながら育ってきました。最近では、子どもが犠牲となる痛ましい事件が多発し、安全確保のために小学校にも警備が必要となり、地域から子どもたちの姿が消えています。

そこで、私たちは、「特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース」を設立し、放課後の子どもたちが安心して生活することのできるコミュニティづくりを目指しています。

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体「高砂市学童保育連絡協議会」として実践してきた活動や事業を地域に定着させ、継続的に推進していくためには、社会的に認められた公的な組織にしていけることが必要と考えたからです。現在の任意団体という位置づけでは、運営の基盤となる経済面や人的資源の確保などの面で不安定です。そこで、法人化することで、家庭と同じように、守ってくれる大人がいるという「安心の要素」と、異年齢の子どもとの関わりを持つことができる「地域の要素」を併せ持つ安定した事業を提供できる環境を整備していきたいと考えています。

さらに、法人化することによって、組織を発展、確立することができるだけでなく、将来的には、子育て支援に関する事業や、就労と子育ての両立に関する相談事業、さらにはインターネットを活用した子育てコミュニティの創造など、地域や行政からの要望にも対応が可能になり、地域社会に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

昭和 59 年 4 月 高砂市内に学童保育所を開設し、保育所事業を開始。

昭和 59 年 5 月 2 つめの学童保育所を開設し、高砂市学童保育連絡協議会（以下、市連協）を設置。

平成 10 年 4 月 市連協が市内全ての小学校区に学童保育所を開設し、毎月 1 回公立化についての勉強会を開催。

平成 13 年 7 月 兵庫県が主催する NPO 大学に市連協会員が参加し、NPO について学習。

平成 16 年 5 月 市連協総会にて公立化を目指すための選択肢を検討することを決議。

平成 17 年 5 月 活動実績を地域貢献に生かすため、特定非営利活動法人として活動を推進する方針を会員間で確認し、設立総会に向けて申請準備を開始。

平成 17 年 10 月 NPO 名を募集した結果「高砂キッズ・スペース」に決定。

平成 17 年 11 月 臨時総会にて、NPO 「高砂キッズ・スペース」の設立及び認証後に運営を委託することを決議。

平成 17 年 11 月 設立総会開催

平成 17 年 11 月 6 日

特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース
設立代表者 久井志保

《資料2》

児童福祉法

第一章 総則

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童に福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 2 すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、化学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からもまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するよう、みちびかれる。

◆以下の事項全ての内容を確認・同意の上、お申込みくださいますようお願い申し上げます

申込時の確認事項（申込確認書のチェック項目です）

1. 保育料の引落しは毎月 10 日。再引落しは 27 日です。両日引落しが出来なかった場合は月末までに指定口座へ入金してください。
2. 保育料が 3 か月滞納になった場合は翌月より利用を停止します。
未納保育料金全額納付の確認ができた時点より、利用を再開します。
3. 安全上、児童だけの登所はさせないでください。
4. 欠席する場合は、必ず保護者が事前に学童まで連絡してください。
5. 就労確認のため、就労先に確認をすることがあります。
6. 保育中において万一の事故が生じた場合の補償は、スポーツ安全保険の範囲内であることを
ご了承ください。
7. 故意に、施設や備品等の損壊や他人に怪我をさせた場合、費用は保護者負担です。
8. 「支援員・他の児童への暴力・迷惑行為」等、運営に支障を及ぼす行為が続く場合は、
利用を取り消すことがあります。
9. 「学童保育事業案内書」を確認、了承しました。

施設

※学童専用保育室にて保育を行います。

施設名	通 称	住 所	電話番号
播磨第1学童	ほっぺ	宮北1丁目3番10号 (播磨小学校敷地内)	(079) 437-0299
播磨第2学童			(079) 497-5520
播磨第3学童			
蓮池第1学童	第1プチクラブ	西野添4丁目3番1号 (蓮池小学校敷地内)	(078) 941-1141
蓮池第2学童	第2プチクラブ		(078) 941-1146
蓮池第3学童	第3プチクラブ		(078) 941-1900
播磨西第1学童	すきっぷ	北本荘4丁目5番1号 (播磨西小学校敷地内)	(079) 436-3041
播磨西第2学童			(079) 435-3332
播磨南第1学童	ぱりんこハウス	古宮5丁目11-10 (播磨南小学校敷地内)	(078) 941-1145
播磨南第2学童	ぱりんこっふ		(078) 942-3100

安全で楽しい保育所利用のためには、保護者と支援員の協力が不可欠です
保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします

高砂キッズ・スペース

<ロゴマーク製作意図>

世の中にある「色」は「赤、黄、青」の3つの色ですべて作ることが出来ます。

子どもたちにも様々なカラー（色=性格）があり、「高砂キッズ・スペース」では、どんな子でも楽しく安心して放課後が過ごせる場を提供してほしいという願いが込められています。



Instagram:

<https://www.instagram.com/takasagokidsspacechannel>



HP:

<https://kidsspace.kodomonomachi.com/>



facebook:

<https://www.facebook.com/kidsspace.jp>

お問い合わせ

高砂キッズスペース事務局

☎079-446-3635

✉info@kidsspace.jp

受付時間：9:00-18:00(土曜、日曜、祝日、盆休み、年末年始除く)